

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成20年12月14日付けで、広島県情報公開条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 「平成20年4月17日付け土整第15号の行政文書部分開示決定通知書で部分開示された懸案事項引継書などに記載されている次の内容について、その事実関係や根拠などを記載している文書を開示請求の対象とします。」
- (2) 「その内容は、土木整備局懸案事項目次20年度（←19年度）の部長引継として、道路河川管理室の「5公文書公開事案」に掲げられている「文書公開事案1」「砂防指定地内河川●●橋梁設置不許可案件（東広島地域事務所建設局竹原支局）」について、今後の処理方針が「相手方の動向により、新たな対応を迫られる可能性があるため、土木総務室・行政情報室と連携して対応することとする」と明記されていることから、当該引継書が作成された以降に行われた対応の経過やその内容などが記載されている文書のすべてとします。」（(2)中の「道路河川管理室の「5公文書公開事案」に掲げられている「文書公開事案1」「砂防指定地内河川●●橋梁設置不許可案件（東広島地域事務所建設局竹原支局）」を以下「本件引継書」という。また、(2)に係る請求を以下「本件請求1」という。）
- (3) 「なお、部長引継ぎの目次等に「文書公開事案」として明記したにもかかわらず、「経過の概要」欄には、「砂防指定地内河川●●橋梁設置不許可案件」の経過概要しか記載していないことから、土木整備局が懸案である

と認識しているのは、「文書公開」又は「橋梁設置不許可」のいずれなのかという疑義が生じます。以上のことから、一般的には問題とされ得る余地のない「文書公開」が問題点とされた経緯やその根拠について記載されている文書を併せて開示するよう請求します。」(3)に係る請求を以下「本件請求2」といい、本件請求1及び本件請求2を以下「本件請求」と総称する。)

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成20年12月24日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年1月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求に係る開示請求書に記載した内容を担当部署等が無視し、本来は開示すべき行政文書を隠匿したものである。

実施機関は、本件請求に対して、作成又は取得していないとの理由で情報を開示しなかったことから、本来は当然に作成されていると思料される真実の行政文書を速やかに適正に開示するよう強く要求する。

おって、公文書公開事案を引継ぎすべき問題であるとし、かつ、当該公文

書公開事案の多さが、砂防指定地内河川「〇〇」の橋梁設置不許可案件の裁決が遅延している要因であるかのごとく裁量権を濫用していることに対し抗議する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

行政文書の開示請求に対しては、条例の規定に従って開示事務等を行っているところ、本件引継書の作成以降に新たな対応を要する事案はなかった。

そのため、改めて関係課と協議する必要がなかったことから、本件請求の対象となる行政文書を作成していない。

また、文書公開事案となっている●●橋梁設置不許可案件について、次年度に引き継ぐ必要があると所属として判断したため、引継書に記載したもので、当該文書公開事案が問題点とされた経緯や根拠を記載した行政文書の特段作成することはない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求1について

本件請求1は、本件引継書を引用した上で請求されたものであるため、当審査会から実施機関に対して本件引継書の写しの提出を求め、これを見分したところ、本件引継書の「今後の処理方針」欄には、「【処理方針】」として、「相手方の動向により、新たな対応を迫られる可能性があるため、土木総務室、行政情報室と連携して対応することとする」との記載があり、その直後に、「【処理方針】」として「②要調整先 法務G，③知事・副知事への報告等 (要)・不要」と記載されていた。

そして、本件請求1は、「当該引継書が作成された以降に行われた対応の経過やその内容などが記載されている文書のすべて」であるため、ここにいる「対応」の捉え方について確認したところ、実施機関は次のように説明する。

ア 本件請求1は、本件引継書の「今後の処理方針」欄の「【処理方針】」の記載内容をそのまま引用したものであるため、「【処理方針】」に記載されている意味での「新たな対応」を指すものと考えた。

イ 「新たな対応」は、本件引継書の「問題点」欄に記載された、砂防指定地内河川橋梁設置不許可案件に関わる「1 裁判等の可能性について」及び「2 行政文書の開示請求について」の両方についてのものである。

ウ 開示請求や開示決定等に係る異議申立てへの対応は、それまでに行われた一連の開示請求や異議申立ての継続であり、したがって、特別に新たな対応を要するものとは捉えていなかった。

エ 本件引継書に記載の「新たな対応」とは、上記イの事案が行政処分の取消に係る争訟案件であることや一連の膨大な開示請求の一つであるという性格上、場合によっては土木局総務管理部土木総務課法務グループ（以下「法務グループ」という。）との調整や、知事・副知事への報告等が必要となる可能性があることを指摘しているものであり、そのことからすると、いわゆる「通常業務に対する対応（通常の開示決定等、法令等に基づく申請等への対応）」まで含んだ上で記載したものではないと考えられる。

オ 上記イの事案では、当時、具体的な対応を行った形跡がない以上、特段の対応を要するような事情は生じなかったために、上記エにいう法務グループとの調整や知事・副知事への報告等が必要となるような事態には至らなかったものと思われる。

本件請求1は、本件引継書の記載内容を前提として行われているから、上記エのとおり、本件引継書に記載されているような知事・副知事への報告等が必要な対応に係る行政文書を請求していると捉えることができる。

そして、実施機関は、上記オのとおり、本件引継書の作成から本件請求時点までに、このような対応を行っていないと説明しており、これを覆すに足りる事情も認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求1に関し、対象となる行政文書の不存在を理由として本件処分を行ったことは妥当である。

(2) 本件請求2について

実施機関に対する行政文書の開示請求は、条例に基づき何人でも行えるものであるから、異議申立人が主張するように、開示請求が行われていること自体は通常問題とはなり得ないものである。

本件請求2は、このような認識を背景に、本件引継書において「文書公開事案」が懸案事項として挙げられた経緯や根拠について記載されている行政文書を求めたものと考えられる。

実施機関は、本件請求2の捉え方等について、上記第4のほか次のとおり説明する。

ア 引継書とは、あらかじめ定められた様式に懸案事項ごとに作成されるものであり、所定の様式中に「問題点」の欄があることから、当時「問題点」として考えられる事柄が概括的に記載されたものである。

イ 「問題点」欄への記載があるからといって、記載された内容についての具体的な検討に係る行政文書が必ずしも作成されるとは限らない。

引継書は、年度の変わり目において翌年度へ引き継ぐべき事項を記載するものであるから、本件引継書に関し、記載したという事実はあっても、記載すること自体に関する行政文書は、本件引継書に記載されている砂防指定地内河川橋梁設置不許可案件が平成15年度から継続していたことや当該案件に係る行政文書開示請求の状況に鑑みると、作成されていないということもあり得るものと考えられる。

そうすると、本件請求2の対象となる行政文書を作成していないという実施機関の説明は、不自然とはいえず、また、そのような行政文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求2に関し、対象となる行政文書の不存在を理由として本件処分を行ったことは妥当である。

2 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------|--------------|
| 平成21年3月5日 | ・ 諮問を受けた。 |
| 令和3年9月29日 (令和3年度第6回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和3年10月29日 (令和3年度第7回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和3年11月26日 (令和3年度第8回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 令和3年12月24日 (令和3年度第9回第3部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

| | |
|----------------------|-----------|
| 中 根 弘 幸 (部 会 長) | 弁護士 |
| 金 谷 信 子 | 広島市立大学教授 |
| 山 田 明 美 | 広島修道大学准教授 |